

生産緑地について

1 生産緑地制度とは

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害又は災害の防止効果、良好な生活環境を確保するという役割があるため、計画的に農地を緑地として保全していこうという制度です。

2 生産緑地の指定要件

生産緑地指定の対象となる農地は、緑地機能があることと、面積の基準を満たすことが要件です。

(1) 緑地機能

市街化区域内の農地で、都市の緑地としての機能があり、農業継続が可能であること。つまり、田んぼ、畑等、耕作されている農地は、緑地としての機能があり、この機能を維持できること（継続的に営農すること）が要件です。

(2) 面積要件

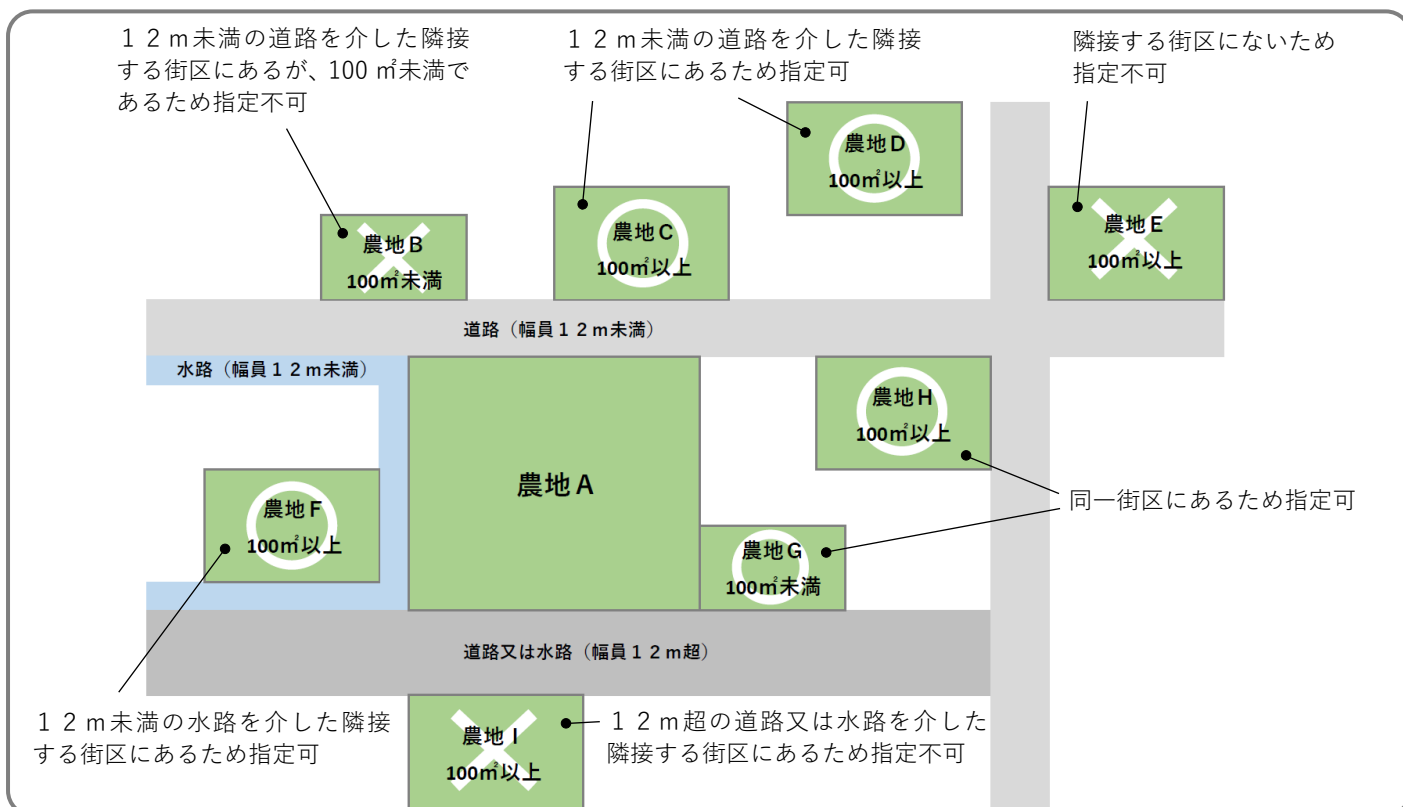
農地の面積が一団で500㎡（5畝）以上あることが必要です。

平成29年に生産緑地法が改正され、市区町村が条例により300㎡以上に引下げ可能となりましたが、稲沢市では500㎡以上としています。

稠密な市街地等において、同一街区又は隣接する街区に存在する複数の農地が一団の農地として生産緑地を定めることができます。

※隣接する街区とは幅員12m未満の道路等が介在して隣り合う街区

一団の農地の考え方（農地Aと一団を組んで生産緑地に指定できる農地）



3 生産緑地に指定されると

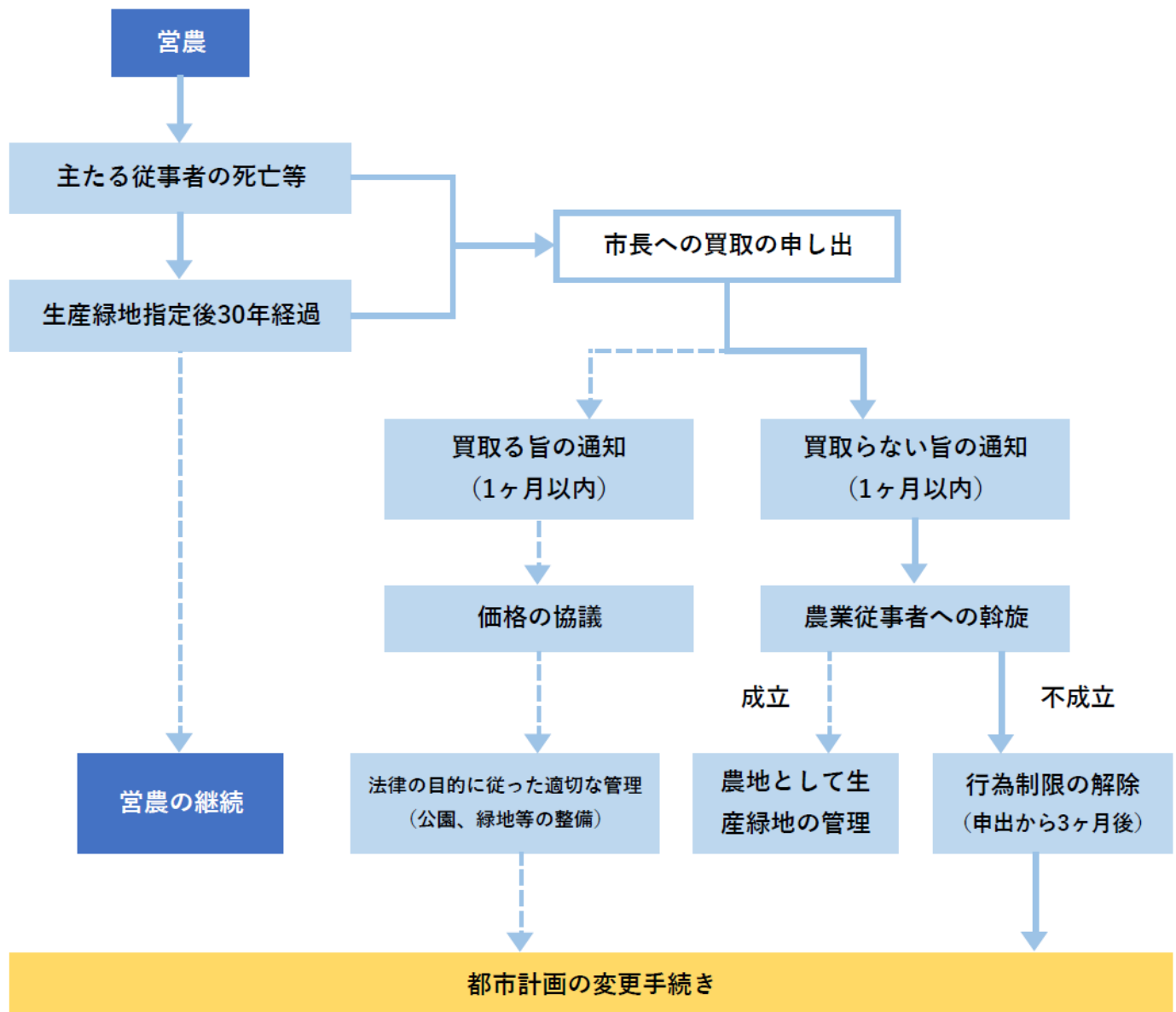
- ・市街化区域内の農地としての土地利用が都市計画上、明確に位置づけられます。
- ・税制上の優遇措置が受けられます。
- ・農地としての管理が義務付けられ一定の農業施設（農産物の集荷施設、貯蔵施設等で床面積 90 m²以下）を除き、建築物の新築や駐車場等、転用することができません。
- ・相続税の納税猶予制度が適用。（30 年経過後、特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし）

4 生産緑地の買取申出

生産緑地は農地等として管理することが義務づけられていますが、土地所有者の権利救済の観点から次の場合、市長に対して買取申出ができます。

- ・生産緑地の指定の告示の日から起算して 30 年経過したとき。
- ・農業の主たる従事者が死亡や農林漁業に従事することを不可能にさせる故障が生じたとき。

指定された生産緑地の変更までのフロー



5 稲沢市の生産緑地

稲沢市では、旧稲沢市の区域（稲沢駅周辺地区は除く）が平成 4 年 12 月 4 日、稲沢駅周辺地区が平成 7 年 3 月 29 日、旧祖父江町と旧平和町の区域が平成 17 年 12 月 20 日に指定しています。

稲沢市指定区域ごとの当初の団地数と面積一覧

区域	指定年月日 30年経過年月日	事由	団地数	面積	備考
旧稲沢市 (稲沢駅周辺地区は除く)	平成4年12月4日 令和4年12月4日	当初決定	125団地	14.2ha (141,655.05㎡)	
稲沢駅周辺地区	平成7年3月29日 令和7年3月29日	市街化区域 編入	15団地	2.8ha (27,942㎡)	稲沢駅周辺地区の 市街化編入による増
旧祖父江町 旧平和町	平成17年12月20日 令和17年12月20日	合併に伴う 指定	26団地	4.3ha (43,401.66㎡)	合併に伴う新規指定 による増

指定から 30 年を経過する生産緑地は、いつでも買取り申出ができるようになることから、これまで適用されていた税制上の優遇措置を受けることができなくなります。そこで、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、所有者の意向により、買取申出ができる時期を 10 年ごとに延長できるようになりました。30 年経過後は特定生産緑地に指定できません。

6 特定生産緑地の指定

特定生産緑地に指定すると、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。また 10 年経過する前であれば、所有者の意向で繰り返し 10 年の延長ができます。

稲沢市では、平成 4 年 12 月 4 日に指定した生産緑地が令和 4 年 12 月 4 日に指定から 30 年を迎え、118 筆を特定生産緑地に指定しました。

7 今後の特定生産緑地指定

令和 7 年 3 月 29 日に 30 年経過する生産緑地について

- ・対象者数：9 件（12 筆）
- ・申出基準日到来通知：令和 4 年 6 月 21 日
- ・指定申請書類発送：令和 4 年 12 月 21 日
- ・指定申請受付：令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 6 年 7 月 31 日（水）

特定生産緑地指定申請をされた方につきましては、次回の都市計画審議会（令和 7 年 2 月頃を予定）の後、特定生産緑地指定の公示を行い特定生産緑地に指定する予定をしております。